

令和元年度第 17 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和元年 12 月 9 日

担当部・課：総務部人事課〔内線 4063〕

① 件 名
令和元年人事院勧告に伴う給与改定等について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>令和元年 8 月 7 日、人事院は、国会及び内閣に対し、民間給与との較差（0.09%）を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げ、また、ボーナスについても、民間事業所の支給割合を 0.06 月分下回っていたことから、支給割合を 0.05 月分引き上げ、これを勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分する等の勧告をした。</p> <p>【目的】</p> <p>地方公務員法の給与決定原則に基づいて国家公務員の給与に準拠するものであることから、本市職員の給与等についても必要となる改正を行うもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>地方公務員法第 14 条第 1 項（情勢適応の原則）、第 24 条第 3 項（均衡の原則）等</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和元年 8 月 7 日 人事院勧告</p> <p>11 月 22 日 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律公布</p>
⑤ 主な内容
<p>石巻市職員の給与に関する条例等の一部を改正し、給料表等について、次のとおり改定を行う。</p> <p>1 給料表の改定（平成 31 年 4 月 1 日に遡及適用）</p> <p>行政職給料表について、初任給及び 30 歳台半ばまでの職員が在職する号給について、平均 0.1% の引き上げを行う。</p> <p>また、医療職及び幼稚園職給料表については、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行い、特定任期付職員については、1 号給のみ 1,000 円の引上げを行う。</p> <p>※ 再任用職員については、据置きとする。</p> <p>2 ボーナスの改定（令和元年 12 月 1 日に遡及適用）</p> <p>民間の支給割合に見合うよう引き上げることとし、勤務実績に応じた給与推進のため、0.05 月を勤勉手当に配分する（期末・勤勉手当支給率：4.45 月/年→4.50 月/年）。</p> <p>なお、特別職（市長、副市長、教育長及び市議会議員）及び特定任期付職員の期末手当も 0.05 月引き上げる（3.35 月/年→3.40 月/年）。</p> <p>※ 再任用職員については、据置きとする。</p> <p>3 住居手当の改定（令和 2 年 4 月 1 日から施行）</p> <p>住居手当の支給対象となる家賃額の下限を 4,000 円引き上げ（12,000 円→16,000 円）、最高支給限度額を 1,000 円引き上げる（27,000 円→28,000 円）。</p> <p>なお、この改定により手当額が 2,000 円を超える減額となる場合は、2,000 円を減額の上限とする経過措置（1 年間）を講ずる。</p>

4 改正が必要となる条例

- (1) 石巻市職員の給与に関する条例
- (2) 石巻市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例
- (3) 石巻市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
- (4) 石巻市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
- (5) 石巻市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例

5 参考

《初任給》

(単位：円)

区分	号給(基本)	現給料	改定給料	改定額	改定率
上級(大卒程度)	1級25号給	180,700	182,200	1,500	0.8%
中級(短大卒程度)	1級15号給	161,300	163,100	1,800	1.1%
初級(高卒程度)	1級5号給	148,600	150,600	2,000	1.3%

《給料表改定・モデルケース》

(単位：円)

区分	号給(モデル)	現給料	改定給料	改定額	改定率
主査・主任級	3級17号給	253,800	255,000	1,200	0.5%
主事級	2級18号給	223,400	224,900	1,500	0.7%
主事級	1級28号給	185,700	187,200	1,500	0.8%
労務職	3級26号給	235,400	236,900	1,500	0.6%

※ 上記表は、給料表の改定により差額支給を受けることになる行政職及び労務職の例

※ 原則として4級以上の行政職の職員には改定の影響なし

《ボーナス・12月期総支給額》

(単位：円)

区分	改定前	改定後	改定差額	備考
一般職平均	877,096	896,324	19,228	※45歳・大卒

《一般職の平均的(45歳)な支給額の差額》

(単位：円)

給料差額	ボーナス差額	差額支給額	備考
0	19,228	19,228	※差額支給額から所得税等が控除される。

⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

【市財政への負担】

- 1 令和元年度給与改定に伴う影響額 53,077千円/年(共済費、職員手当等を含む。)
 - 2 住居手当改定に伴う影響額 ▲2,504千円/年(経過措置適用有り)
- ※ 上記2は、令和元年9月現在の住居手当支給対象者をベースとして算出したもの

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

宮城県 : 人事委員会による勧告により令和元年11月定例会に提案予定
 東松島市 : 令和元年12月定例会に提案予定
 女川町 : 令和元年12月定例会に提案予定

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和元年12月 市議会第4回定例会へ石巻市職員の給与に関する条例等の一部改正及び令和元年度一般会計及び各種特別会計補正予算案を追加提案

⑨ その他